

○ 主文  
原判決を取消す。  
被控訴人の請求を棄却する。  
訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

○ 事実  
控訴代理人は主文と同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。  
当事者双方の事実に関する陳述及び証拠の提出、援用、認否は、控訴代理人において乙第八乃至第一三号証を提出し、被控訴代理人において右各乙号証の成立を認めると述べたことを付加するほかは、原判決の事実摘示と同一である。

○ 理由  
一、被控訴会社は食肉販売を目的とする株式会社であるが、昭和四一年四月一日から昭和四二年三月三十一日迄の事業年度（本件事業年度）の法人税につき、課税所得金額を金一〇〇万九千八百五十九円、税額を金二万四千七百五十八円とする旨の確定申告をしたところ、控訴人は昭和四三年六月二十九日付で、賃借料否認金七万九千〇〇〇円、権利金償却否認金一万二、〇〇〇円、海外渡航費否認金四万三千五百〇〇円、前代表取締役 a に対する退職金否認金一七〇万円及び訴外東京食肉市場株式会社に対する営業権譲渡収入計上洩金六〇〇万円、以上合計金七八万三千四百五〇〇円から法人税引当金より支出した事業税金二万九千三百〇〇円を控除した金七八万五千五百一八〇〇円を加算して課税所得金額を金八十八万七千一百五十九円、税額を金二万八千八百九十二円とする旨の更正処分をしたことは、当事者間に争いが無い。

二、ところで、被控訴会社は、控訴人がなした右更正処分のうち、退職金一七〇万円の否認及び営業権譲渡収入計上洩金六〇〇万円の認定はいずれも違法である旨主張するので、以下この点について検討する。

（一）退職金一七〇万円の損金算入否認の適否について  
被控訴会社の代表取締役であつた訴外 a が昭和四一年九月一三日訴外東京食肉市場株式会社の常務取締役に就任したのに伴い被控訴会社を退職することとなり、被控訴会社は同人に役員退職金として退職時の給与月額金一八万円に勤続年数一二年五ヶ月の年数と役員功績倍率三・〇を乗じて得た金六五〇万円を支給することを決め、その支払の確定した本件事業年度の確定決算において右金六五〇万円を損金に算入し、その旨の確定申告をしたところ、控訴人において、役員功績倍率は二・一倍が相当であり、これによつて算定した金四八〇万円を越える金一七〇万円は過大退職金であるとし、法人税法第三六条及び同法施行令第七二条に基き、右金一七〇万円の損金算入を否認したものであることは当事者間に争いが無い。

そこで、控訴人がなした右退職金額の相当性の判断の適否について検討するに、成立に争いのない乙第三号証の一乃至四及び第五号証の一乃至五並びに原審証人 b 及び同 c の各証言によれば、訴外 a の被控訴会社退職の事由が訴外東京食肉市場株式会社の常務取締役に就任したためのものであることにかんがみ、控訴人は、当時被控訴会社と同業種の食肉卸売業を営んでいた会社で、その代表取締役が右訴外会社の役員に就任したために退職し、役員退職金が支払われた事例を、被控訴会社を含めて一二例集め、これらの会社につき昭和四一事業年度以前の五事業年度における平均売上金額、同課税標準所得金額及び同利益積立金増加金額を調査し、これに基き業績の良い順に上、中、下の三グループに区分したところ、原判決別表（一）記載のとおりとなり、被控訴会社は中のグループに入つたので、同グループに所属する同表（一）記載の E、F、G、H 社（但し G 社は被控訴会社）のうち、退職金算定の基準となる役員功績倍率が異常に低率（一・四倍）である E 社を除外し、これにかえて上のグループに所属する D 社を加え、そのうち被控訴会社を除いた三社につき退職役員に支給した退職金の額と従業員に対する退職金支給算式（退職時の給与月額×勤務年数）によつて算定した退職金の額とを比較し、前者の後者に対する倍率（役員功績倍率）を計算したところ、平均約二・一倍となつたので、右二・一倍をもつて適正な役員功績倍率であると認定し、被控訴会社が適用した前記役員功績倍率は過大であるとし、右平均倍率によつて算定した金四八〇万円をもつて前記 a に対する退職金として相当な額であると認定したものであることが認められる。  
ところで、被控訴会社は、控訴人が本件役員退職金額の相当性を判断するに当り、従業員に対する退職金支給算式によつて計算した退職金額を参酌したことは適切でないのみならず、原判決別表（二）記載の B 社の給与月額一五万四千〇〇〇円に対する適正退職金額一、六〇〇万円、D 社の給与月額一七万五千〇〇〇円に対する適正退職金額六〇〇万円、K 社の給与月額六万円に対する適正退職金額三四〇万円等と比較すれば、a に対する適正退職金額を金四八〇万円と認定することは著しく不



